

条 例
目 次

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）……二
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……（同 同 同）……二
- 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例……（同 同 同）……二

青森県報

令和二年 十一月三十日 (月曜日)	号外第百六号
-------------------------	--------

条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日



青森県条例第五十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の六十」を「百分の六十」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百」を「百分の百一・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百」を「百分の百一・五」に、「百分の六十」を「百分の六十」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表第十九条第二項の項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表第十九条第二項の項中「百分の百二十」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(5) 令和2年11月30日 月曜日

青 森 県 報 号外第106号

(発行所
青森市長・島
一丁人)
森目一
番一
県号

(印刷所
青森市第二
東奥印刷会社
間屋町人)
三丁目一
式会七
社号

定価 每週月・水・金曜日發行
小口一枚二付十五円